

声 明

生存権を守るための行政処分取消請求訴訟判決
(津地方裁判所 2024年2月22日判決) について

2024 (令和6) 年2月22日

生存権三重弁護団

本日、津地方裁判所民事部（竹内浩史裁判長）は、生存権を守るための行政処分取消請求事件について、原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本訴訟は、三重県内の桑名市、四日市市、津市、松阪市の生活保護利用者27名（提訴時）が、各市を被告として、2013年及び2015年に行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活扶助費減額）の取消を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、国家賠償まで認められた名古屋高等裁判所の画期的逆転全面勝訴判決（2023年11月30日）等の高等裁判所における判決を含め、28件目の判決である。

本判決は、厚生労働大臣が引き下げの根拠となったデフレ調整について、①基準部会をはじめとする専門家の意見を無視ないし著しく軽視しており、判断の過程に過誤または欠落があることが強く疑われるとし、②生活扶助CPIについても総務省の統計を不適切に利用・改変したばかりか、厚生労働省自身が統計を取っていた社会保障生計調査の結果さえも恣意的に度外視したという批判を免れないとし、③物価変動の起算点を物価が一時的に上昇した平成20年度とすべき合理的な理由はなく、生活扶助基準の引き下げの幅を大きく算出する方向で、総務省の統計を部分的に切り取って利用し、恣意的な起算点の選択をしたとみられてもやむを得ないものであるとしている。さらに、本判決は、厚生労働大臣が早急に生活扶助基準を引下げるといふ政治的方針の実現をしようとしたとみるほかな

く、考慮すべき事項ではない事項を考慮したものというほかないとしている。その結果、本判決は、保護基準改定にあたって厚生労働大臣には裁量権の逸脱または濫用があり、違法であるとした。

格差の拡大・貧困の深刻化が止まらず、物価の上昇による生活苦が続く中、最後のセーフティネットとしての生活保護制度はますますその重要性を増している。生活保護は、憲法が保障する生存権を具体化するものであり、その基準の策定に当たっては専門的知見が反映されなければならず、生活保護利用者に対するバッシングという国民感情、生活保護費削減という政治的方針は考慮されてはならない。本判決は、生活保護基準引き下げが政治的目的の下に行われたことの問題性について正面から判断したものであって、個人の権利を保護する砦としての司法の役割を果たしたものであり、極めて高く評価できる。

本弁護団は、被告らに対し、前記名古屋高等裁判所判決など、本判決を含め17件も積み重ねられた勝訴判決の意義を重く受け止め、控訴せずに本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を減額された生活保護利用者に対し、真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことを求める。

本事件は、提訴から9年以上を経て、本日の判決に至った。原告らの多くは高齢となっており、判決までに亡くなった原告も複数いる。原告らにとって早期の解決となるよう、弁護団は被告らに対し、控訴をしないよう、改めて強く求める。

以上